

平成26年度通常理事会議事録

公益社団法人 全国市有物件災害共済会

公益社団法人全国市有物件災害共済会

平成26年度通常理事会議事録

- 1 日 時 平成26年5月16日(金) 14時00分～14時57分
- 2 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
日本都市センター会館「オリオン」(5階)
加賀谷久輝理事は、青森市副市長室よりWeb会議システム
(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により参加した。
- 3 理事総数及び定足数 理事現在数 15名 定足数 8名
- 4 出席理事 10名
稲葉信義、浮揚庸夫、加賀谷久輝、田尻充、玉田敏郎、
西藤公司、林繁美、福田紀彦、丸口邦雄、村上龍一(五十音順)
(欠席) 生島典明、老月邦夫、岡田政勝、長野和幸、貞刈厚仁(五十音順)
- 5 出席監事 監事現在数 1名 監事氏名 遠藤幸子

6 議題

【決議事項】

- 議案第1号 平成25年度事業報告について
- 議案第2号 平成25年度決算について
- 議案第3号 支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について
- 議案第4号 総会において選任される理事候補者の決定について
- 議案第5号 総会において選任される監事候補者の決定について
- 議案第6号 地区協議会会長の選任について
- 議案第7号 建物総合損害共済業務規程の全部を改正する規程の制定について
- 議案第8号 自動車損害共済基本業務規程の全部を改正する規程の制定について
- 議案第9号 自動車損害共済総合業務規程の全部を改正する規程の制定について
- 議案第10号 事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について

- 議案第11号 個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第12号 公益通報者の保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第13号 コンプライアンス規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第14号 情報システム管理規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第15号 リスク管理規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第16号 職員倫理規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第17号 文書管理規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第18号 日本都市センター会館事業の今後の方向性について
- 議案第19号 総会の日時、場所、目的である事項等の決定について

【報告事項】

- 報告第1号 平成25年度事業報告及び決算の監事監査について
- 報告第2号 理事の退任について
- 報告第3号 代表理事の職務執行の状況について
- 報告第4号 平成25年度助成対象事業における各団体の実施状況について

7 議事の経過の要領及びその結果

(1) 定足数の確認等

福田理事長より挨拶を行い、Web会議システムを使用し、当該理事会を実施することの説明を行った。なお、両会場間で音声及び映像が双方向で伝わる環境となっていることについて、当該理事会開始の直前に本会事務局（以下この議事録において「事務局」という。）で確認を行った。

議事の開始に先立ち事務局より、定款第33条に基づき、福田理事長が議長に就く旨の説明を行った。

議長は、理事会の開会を宣言し、事務局に本会理事会の定足数について確認をさせたところ、事務局からは、合計10名の出席があり、定款

第34条第1項に定める定足数を充足している旨の報告を行った。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

議長は、議事に入る旨を宣言し、議事録署名者について、定款第36条第2項の規定に基づき、出席した代表理事及び監事が行う旨を告げ、議案の審議に入った。

議案の審議については、浮揚常務理事の議案説明後、議長が採決をとる形式で行われた。

【決議事項】

ア 議案第1号「平成25年度事業報告について」

議案第2号「平成25年度決算について」

議案第3号「支払準備資産に関する規程に定めるリスクの範囲について」

議案第1号、議案第2号及び議案第3号について、次のとおり一括して説明を行った。

まず、議案第1号については、平成25年度末の会員市数は681市であったこと及び各事業の概要についての説明を行った。なお、事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないため、附属明細書は作成していない旨を説明した。

次に、議案第2号に関しては、貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書について、資産の状況、正味財産の増減、会計別の一般正味財産増減を交え説明を行った。

なお、事業報告、貸借対照表などの財務諸表等の他、公益法人認定法に基づく行政庁への定期提出書類について、役員等名簿、会員名簿、運営組織及び事業活動の状況の概要等については、情報公開資料となるため議案第2号の資料とした旨の説明を行った。

さらに、議案第2号の関連議案である議案第3号について、支払準備資産に関する規程（以下「支払準備資産規程」という。）第2条第1項に定める「リスクの範囲」を平成25年5月の通常理事会において選任した有資格者からの意見書に基き178億円と定め、これに伴い平成25年度末の支払準備資産の額は、このリスクの範囲に、支払準備資産規程で規定

されている運営指標6を乗じた1,068億円となる旨の説明を行った。

次いで、遠藤監事より、報告第1号(後記)により監事監査報告が行われた。

審議の結果、議案第1号、議案第2号及び議案第3号はいずれも、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

イ 議案第4号「総会において選任される理事候補者の決定について」

議案第5号「総会において選任される監事候補者の決定について」

議案第4号及び議案第5号について、次のとおり一括して説明を行った。

現在の理事及び監事は、定款第24条第1項に基き、次の定時総会の終結の時をもって任期が満了するため、定時総会において次期の理事及び監事を選任する必要がある、このため議案第4号に記載した市長、副市長、学識経験者の14名を理事候補者として、議案第5号に記載の遠藤幸子氏を監事候補者として決定したい旨の説明を行った。

なお、定時総会では定数の上限である21名を理事に選任したいと考えているが、候補者の推薦をいただく市長会等の日程の関係上、7名については候補者が定まらない状況にあるが、今後、定まった後、理事会等運営規程第8条で規定する決議の省略の方法により、理事全員の同意の意思表示を得た上で次回定時総会において選任される理事候補者に追加したい旨の説明を行った。

審議の結果、議案第4号及び議案第5号はいずれも、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ウ 議案第6号「地区協議会会長の選任について」

東海地区協議会会長であった入倉前名古屋市副市長が本年3月末で退任したため、地区協議会等の設置に関する規程第4条第1項の規定に基づ

き、田宮正道名古屋市副市長を、新たに東海地区協議会会長として選任したい旨の説明を行った。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

エ 議案第7号「建物総合損害共済業務規程の全部を改正する規程の制定
について」

議案第8号「自動車損害共済基本業務規程の全部を改正する規程の制定
について」

議案第9号「自動車損害共済総合業務規程の全部を改正する規程の制定
について」

議案第7号、議案第8号及び議案第9号について、次のとおり一括して説明を行った。

(ア) 改正の趣旨

保険法との整合性を図るために運用により行われていた事務、その他運用で行われていた事務等を規程上明確化する。従って、条番号を含めての大きな改正となることから全部改正としているが、現行の事務と取扱いを大きく変更するものではない。

(イ) 施行期日

委託団体への周知期間を確保するため平成27年4月1日とする。

(ウ) 主な改正点

- ・事務の取扱いの一部を変更するもの（建物共済において、建物に後で設置された付属設備を建物と一体で委託可能とする。工作物と一体化した動産を工作物として取扱う。また、全共済に共通して、契約期間内における契約内容の変更等の規定を明確化する。）
- ・基本的な事務取扱の変更を伴わない改正（根拠を明確化する。）
- ・規定の記述を平易化する。

審議の結果、議案第7号、議案第8号及び議案第9号はいずれも、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

オ 議案第10号「事務局設置規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第10号について、次のとおり説明を行った。

- (ア) 第1条見出しの記載を、「目的」から「趣旨」に改める。
- (イ) 平成26年1月の通常理事会決議により改正した職員就業規則（平成26年4月1日施行）の引用条文について、所要の整備をするとともに、組織に置くことができる職員の整理を行う。
- (ウ) 実務の効率性及び業務の関連性に基づき各部の事務分掌の見直しを行う。
- (エ) 事務分掌の変更に伴い、公印管理者の変更を行う。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

カ 議案第11号「個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第12号「公益通報者の保護に関する規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第13号「コンプライアンス規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第14号「情報システム管理規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第15号「リスク管理規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第16号「職員倫理規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第17号「文書管理規程の一部を改正する規程の制定について」

議案第11号から議案第17号について、次のとおり一括して説明を行った。

議案第11号から議案第17号の7つの規程において「職員就業規則」を引用していることから、本年1月の通常理事会での決議により改正した同規則を引用している条、項、号について改正を行う。

審議の結果、議案第11号から議案第17号はいずれも、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

キ 議案第18号「日本都市センター会館事業の今後の方向性について」

議案第18号について次のとおり説明を行った。

(ア) 方向性検討の経緯

平成25年1月の通常理事会において、公益社団法人が行う収益事業である会館事業の今後の方向性について検討が必要な時期にあるとの認識から、今後の会館事業継続の是非を探るため、「会館事業を取り巻く経営環境等の分析」及び「事業シナリオのシミュレーション」を行い、今後の方向性の意思決定を行うことが決議された。

(イ) 方向性検討の経過

平成25年5月の通常理事会において、会館事業を取り巻く経営環境の分析及び将来展望を見据えた事業シナリオの検討状況を中間報告した。

平成26年1月の通常理事会において2回目の中間報告を行った。

その中では、本会経営会議メンバーに加え外部有識者及び専門家による会館事業検討チーム（以下「検討チーム」という。）により検討を行い次のような意見が出されたと報告した。

- ・収益事業の赤字が即、公益目的事業の実施に支障を及ぼすことにはならないし、平成25年度は黒字が見込まれることから中長期的な見通しの検討を進めるべきである。

- ・会館の設立目的を維持していくのか否かは、重要な視点である。中間報告した他、検討チームでの議論を整理すると主な意見は次のとおりである。

- a 管理委託方式では、需要増等を収支見通しに反映させるべき。
- b 賃貸方式では、会館所有の目的が失われ収益事業の性格が強まる。黒字確保のための賃料試算では同クラスの施設の賃料水準を大幅に上回ることとなり賃借業者を探すことは容易でない。
- c 会館事業からの撤退については、売却は不可能ではないが、現実的ではない。

これらの意見を踏まえ、収益アップ要因及び経費見直しを行った10年間の収支試算では黒字を確保できる見通しとなった。賃貸では一括賃貸、分割賃貸とも、賃料水準を大幅に上回る見通しとなった。

(ウ) 会館事業の今後の方向性について

以上のおりの検討の結果、今後は以下の方法で、会館事業の運営を行いたい旨の説明を行った。

1点目 日本都市センター会館建設の目的である「全国都市の共同利用施設」として引き続き運営する。

2点目 本会の収益事業である会館事業が、公益認定法に定める公益目的事業の実施に支障を及ぼすことなく長期的に運営することが可能と見込まれることから、現行の管理委託方式を継続する。

3点目 会館事業の根幹であるホテル事業について、今後もホテルとの月例会議等を通じ、外部専門機関の助言も得ながら積極的に事業運営に関与し、会館事業の安定的な経営に努める。

4点目 会館事業の運営は、社会経済状況の変化、周辺開発動向等により大きく影響を受ける可能性もあり、今後も長期的視点に立ち事業損益の分析を継続して行い、機会を捉えて理事会に報告する。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

ク 議案第19号「総会の日時、場所、目的である事項等の決定について」

定時総会を下記要領にて招集することを、定款第13条第1項及び総会運営基準第2条の規定に基づき、本理事会にて決議を求める旨を説明した。

日時 平成26年6月16日(月) 午後1時30分より

場所 日本都市センター会館3階 コスモスホール

目的である事項

- ・報告第1号 平成25年度事業報告及び決算の報告について
- ・報告第2号 平成26年5月開催の通常理事会の決議内容について
- ・報告第3号 理事の退任について
- ・議案第1号 理事の選任について
- ・議案第2号 監事の選任について
- ・その他

併せて、議決権の行使方法について、次のように説明を行った。

(ア) 総会運営基準第2条第3号に定められている「書面による議決権の行使」については、同条第5号イに基づき、総会の開催の前日までに本会に提出することにより行う。

(イ) 同条第6号に定められている「代理人による議決権の行使」については、委任状により代理人(受任者)一人に一切の権限を委任できることとする。

(ウ) 議決権行使の書面及び委任状については、各会員市に対し、総会開催の通知文に添えて送付する。

審議の結果、出席理事の全員が賛成し、原案のとおり可決した。

【報告事項】

ア 報告第1号「平成25年度事業報告及び決算の監事監査について」

遠藤監事より、事業報告については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示している旨及び理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない旨並びに会

計監査人の監査の方法及び結果についても相当であり、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書並びに財産目録はいずれも正確であると認める旨の報告が行われた。

イ 報告第2号「理事の退任について」

平成26年1月開催の通常理事会の招集通知（平成26年1月16日）以降に退任された理事6名についての報告を行った。

ウ 報告第3号「代表理事の職務執行の状況について」

平成26年1月1日（福田理事長については理事長選定日の平成26年1月24日）から平成26年4月30日までの代表理事3人の職務執行の状況について別紙様式「代表理事の職務執行報告」に基づき下記の事項等について報告を行った。また、代表理事3人のいずれも理事会の承認を要しない利益相反行為について無いことを報告した。

記

- ・定款に基づく会議（総会、理事会）の招集
- ・人事・採用関連
- ・職員の退職手当に関する規程の改正（全職員の支給率引下げ）
- ・課設置規程の一部改正
- ・職員の分限及び懲戒に関する規程に基づく職員の懲戒処分（戒告1名）
- ・高額（1件1,000万円以上）な建物損害共済の災害共済金の支出決定
- ・「嘱託職員の報酬、退職等に関する規程」、「臨時的採用職員取扱規程」、「職員安全衛生管理規程」の制定

エ 報告第4号「平成25年度助成対象事業における各団体の実施状況について」

定款第4条第1項第5号に掲げる「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」の一環として実施している助成事業について、助成規程第7条第2項に基づき平成25年度に助成を受けた各団体（5団体）の助成対象事業、交付額及び実施報告書について報告した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、14時57分、議長は閉会を宣言し、解散した。

以上この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名捺印する。

平成26年5月16日

代表理事 福田紀彦



代表理事 村上龍一



代表理事 浮揚庸夫



監事 遠藤幸子



